～生活保護に関してお困りの方へ～

日本弁護士連合会・各弁護士会による

全国一斉

生活保護ホットライン

相談料 無料

生活に困っている方々の相談をお受けし、
生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、
全国一斉電話相談を実施します。

● 例えば、こんな相談に弁護士が応対します。

・ 物価高で、今の保護費では生活できない。
・ 以前に生活保護を受けていたけれど、2025年の最高裁判決を踏まえた追加給付は受けられますか。
・ 申請書がもらえない。
・ 次の理由により申請が受け付けられない。
住所不定（ホームレス）、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、
持ち家がある、自動車がある、自営業をしている、65 歳までは働ける、
家族に援助を求めなさい、
別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる等
・ 役所（福祉事務所）から次のように言われた。
「保護費を返してください」「辞退届を書いてください」
・ 保護費を“天引き”されている。

携帯OK

0120-158-794

（ひんこんはなくす）

2026年12月8日（火）
10:00～20:00

※弁護士会により実施状況が異なりますので、詳細は実施案内をご参照の上、各弁護士会にお問い合わせください（実施案内は日弁連ウェブサイトに掲載しています。）。
※回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。
また、16時以降は、電話がつながりにくくなることが見込まれますので、早めの御電話をおすすめします。